

大和市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第12号

大和市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

大和市職員の職の設置に関する規則（昭和40年大和市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表本庁機関の項中「係長」を「係長  
保育主任」に改め、「ホームヘルパー技能主任」及び「ホームヘルパー」を削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。